

第1回「デジタル庁と教育について」

デジタル庁国民向けサービスグループ教育担当 横田洋和

令和3年9月1日、デジタル庁が創設されました。デジタル庁は国の情報システムにとどまらず、社会全体のデジタル化を推進する司令塔であり、GIGA スクール構想や教育データの利活用、個人情報保護のいわゆる「2000 個問題」への対応など、教育も深く関連しています。このため、今月より3回に分けて、デジタル庁と教育との関わりについて詳解します。なお、本文中の下線は筆者による追加であるとともに、本文の内容は、執筆者の個人としての見解を一部含んでいます。

1 検討の経緯

(1) デジタル改革関連法案ワーキンググループにおける検討

デジタル改革関連法の策定に係る検討は、「[世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画](#)」（令和2年7月17日閣議決定）及び「[経済財政運営と改革の基本方針2020](#)」（令和2年7月17日閣議決定）に遡ります。これらにおいてIT基本法の全面的な見直しを行う旨、政府内の縦割りを打破し横申を通した全体最適の追求、利用者視点の徹底、危機を含む多様な事態に柔軟に対応可能なデジタル化の推進、データ活用といった観点から、行政の情報システム全体のトータルデザインを具現化し、政府全体に横申を刺した社会全体のデジタル化の取組の抜本的強化を図るため、政府CIOの機能の強化等を図る旨などが規定されていました。

令和2年9月には菅内閣が発足し、同月23日に開催された「[デジタル改革関係閣僚会議](#)」において、新型コロナウイルス感染症拡大により、社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫りとなり、顕在化した課題への対応のため、行政の縦割りを打破するデジタル施策に喫緊に取り組む必要が生じたことを踏まえると、多様な人材を集め、従来の役所とは一線を画した次のデジタル社会をリードする強い組織を立ち上げることが必要であるとして、強力な司令塔機能を有するデジタル庁を創設する旨の指示が菅内閣総理大臣（当時）よりなされ、当該デジタル庁の設置

とあわせて、デジタル分野における重要法案であるIT基本法の抜本改正も行うよう、平井デジタル改革担当大臣（当時）には思い切ったかじ取りを行う旨を、また全閣僚に対しては全力で協力を行うよう指示がなされ、令和3年通常国会に必要な法案を提出すべく、令和2年末には基本方針を定めるとされました。なお、平井デジタル改革担当大臣（当時）の説明資料においては、特に教育においては、全国的な学校の臨時休業や、臨時休業等に伴い登校できない児童生徒の学習指導の必要性に対応する上で、オンライン教育に必要な基盤、ノウハウの不足等の課題が浮き彫りになったとされ、「臨時措置として取り入れた、(中略)学校(中略)などのオンライン化を、後退させることなく定着・拡充させていく」とされています。

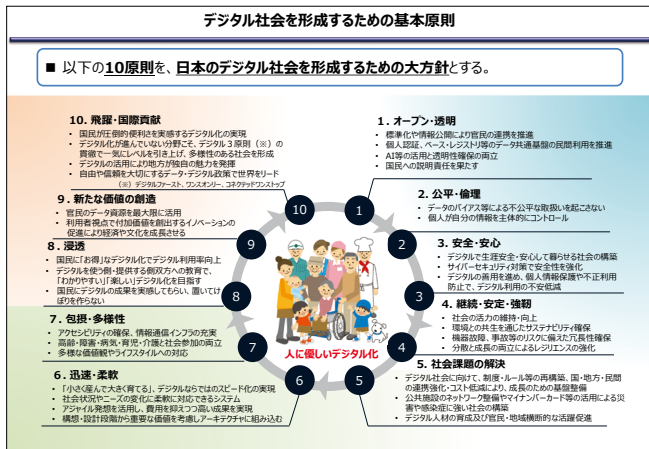
菅内閣総理大臣（当時）の指示を受けての具体的な検討は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）の下に開催されたデジタル・ガバメント関係会議のデジタル改革関連法案ワーキンググループ（座長：村井純 慶應義塾大学教授）及びデジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会において行われ、令和2年11月20日に「[デジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会とりまとめ](#)」が、同月26日に「[デジタル改革関連法案ワーキンググループとりまとめ](#)」がなされました。

作業部会とりまとめにおいては、準公共部門のデジタル化として、その1分野として教育が掲げられました。具体的には、「現在、医療・教育・防災といった準公共部門において、情報システムが準拠すべき基本的な方針が示されないまま各情報システムがバラバラに整備されており、IT室の関与も助言にとどまっている。このため、情報システムの相互連携が不十分であり、国民向けサービスの質の向上が停滞している。」という課題認識の下、「官民連携によるデータ活用が促進され、医療、教育、防災など、生活に密接に関連していることから国民からの期待が高い分野において、様々な民間サービスの開発・提供が進められる上で必要な環境整備を図ることによりサービスの多様化及び質の向上を図るため、デジタル庁が、医療、教育、防災等の準公共部門の情報シ

システムに関する整備方針を関係府省とともに策定・推進するとともに、当該情報システムの整備を統括・監理するほか、緊急的な整備が必要なシステム等については、デジタル庁と各府省が共同で整備を行う。」とされています。なお、重要な情報システムの例として、「GIGA スクール構想におけるオンライン教材や学習データ・校務データの連携・利活用のための情報システム」が挙げられています。また、デジタル改革と規制改革はコインの表裏の関係にあるとの認識の下、「デジタル庁は、情報システムに係る事業を統括、監理する中で、こうした課題の特定をした上で、内閣府規制改革推進室等と連携・分担しつつ、当該規制・制度を所管する府省と必要な調整を行い、その合理化を推進する」とされています。

(2) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

政府は、このとりまとめを踏まえ、「[デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針](#)」（令和2年12月25日閣議決定）として、デジタル社会の将来像やIT基本法の見直しの考え方、デジタル庁の設置の考え方等についての方針を示しました。同方針においては、今般のデジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「[デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会](#)」を掲げ、このような社会を目指すことは、「[誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化](#)」を進めるといことにつながるとしています。また、デジタル社会を形成するための基本原則（図参照）に基づいて施策を展開する旨を明らかにしました。この基本原則は、教育分野においても参考にすべきものだと考えられます。



なお、同方針において、この他教育に関連するものとして、「健康や教育といった公共分野におけるサービスは、国民一人ひとりの幸せに大きく関わるものであり、デジタル技術を活

用して、その質の向上を図る。」「デジタル社会の発展を担う専門的・創造的な人材が不足しており、その育成が急務であることから、人材の育成を図る。また、国民一人ひとりがデジタル社会の中で豊かに生きていくために、デジタル技術の活用や、悪用からの被害防止など、デジタル社会に必要なリテラシーを育むための教育・学習の振興を図る。」といった記述がなされています。

2 デジタル改革関連法について

(1) 全体像

上記の検討を踏まえ、政府において、①デジタル社会形成基本法案、②デジタル庁設置法案、改正法を束ねたいわゆる整備法である③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（以上3本は内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が立案）、④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（以上2本は内閣府大臣官房番号制度担当室が立案）及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案を、令和3年2月9日に国会へ提出しました。なお、これらは、①②がデジタル社会の形成やこれに必要なデジタル庁の設置を定めるのに対して、③④⑤がデジタル社会の形成に向けた対応として必要になる法制上の措置を定めるという関係にあります。

これらのデジタル改革関連法案については、国会審議や一部衆議院における修正を経て、令和3年5月12日に成立しました。

(2) デジタル社会形成基本法

デジタル社会形成基本法は、平成12年に制定されたIT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）を廃止し、新法として制定したものです（令和3年9月1日施行）。同法は、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び

施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定めています。(概要は図参照)

デジタル社会形成基本法の概要	
趣旨	デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに基づき、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。
概要	<p>1. デジタル社会の定義 「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。</p> <p>2. 基本理念 デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念を規定する。</p> <p>3. 国、地方公共団体及び事業者の責務 デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定する。</p> <p>4. 施策の策定に係る基本方針 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）、アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ベースレジストリ）の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。</p> <p>5. デジタル庁の設置等 別に法律で定めるところにより内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成する。</p> <p>6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。</p> <p>7. 施行期日 令和3年9月1日</p>

第2条では、同法によりその形成を目指す「デジタル社会」について定義するものであり、IT基本法において定義する「高度情報通信ネットワーク社会」と比較すると以下のとおりとなっています。

- ・高度情報通信ネットワーク社会：Aを通じてBすることにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会
 - ・デジタル社会：Aを通じてBするとともに、Cを用いてDすることにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会
- A：インターネットその他の高度情報通信ネットワーク
 B：自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信（する）
 C：従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術
 D：電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用（する）

(注) C・Dは法の規定を一部省略しています。

そして、第2章で、このようなデジタル社会の形成に関する基本理念として、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念を規定するとともに、第3章で、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定しています。

その上で、第4章では、施策の策定に係る基本方針を規定していますが、その中で特に教育に関連するものとして、第23条、第24条及び第25条があります。

第23条（高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保）は、いわゆるアクセシビリティの確保について、新たに1条を設けて規定するものです。デジタル社会は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用が国民生活や経済活動の前提となる社会であることから、年齢や身体的な条件等を要因としたこれらの利用や活用の機会における格差が生じることで社会に取り残される者が出ないように、必要な措置が講じられなければならない旨を規定しています。同条においては、「情報の取得及び利用の機会を確保するための情報通信機器の（中略）導入の促進」が施策の例として規定されており、GIGAスクール構想による1人1台端末の整備は、これに該当するものだと考えられます。

第24条（教育及び学習の振興）は、IT基本法にも同種の規定はあるものの、IT基本法の制定後、高度情報通信ネットワークの整備が進み、その利用が国民生活や経済活動の前提となるにつれ、各種要因によって生じる格差がより顕著に現れることが懸念され、情報や情報通信技術に関するリテラシーの向上を図ることが、より一層重要となっていることに鑑み、全ての国民が高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に必要なリテラシー向上のための教育及び学習の振興に必要な措置が講じられるべき旨を新たに規定するものです。対応する施策の例としては、初等中等教育段階での情報活用能力の育成に向けたプログラミング教育や統計教育の充実、地域社会でプログラミング等のICT活用スキルを学び合う活動の普及促進などが考えられます。

第25条（人材の育成）は、IT基本法では教育及び学習の振興と合わせて1条で規定しているところ、デジタル社会形成基本法では別に1条を設けて規定するものであり、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に関する専門的な知識や技術を有する人材の育成についても不可欠になるとの認識の下、デジタル社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材の育成に必要な措置が講じられるべき旨を規定しています。対応する施策の例としては、・高等教育段階における数理・データサイエンス・AI教育の充実、情報システムのアーキテクチャ設計を主導する専門家の育成、サイバーセキュリティに関する高度かつ実践的な人材を育成するための国家資格（情報処理安全確保支援士）制度の普及・啓発などが考えられます。

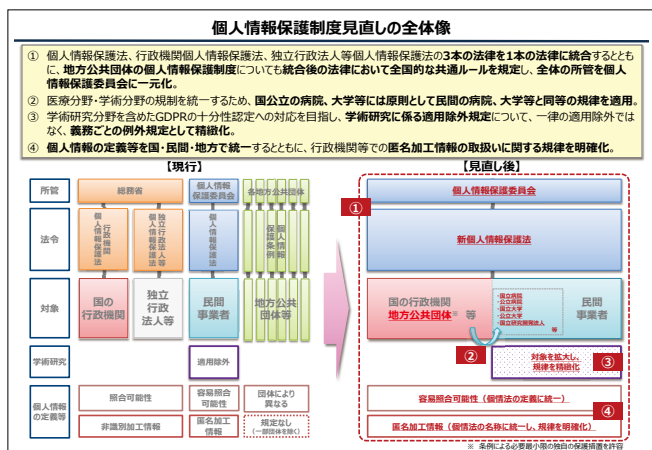
最後に、第5章ではデジタル庁の設置について規定し（詳

細はデジタル庁設置法において規定)、第6章ではデジタル社会の形成に関する重点計画等について規定しています。

(3) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」)においては、複数の改正法が束ねられていますが、このうち教育にも関連する、個人情報の保護に関する法律の一部改正(整備法第50条及び第51条)について紹介します。

この改正は、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することで、いわゆる「2000個問題」の解決を図っています。また、医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用することとしています。同時に、学術研究分野を含めたGDPR(EU一般データ保護規則)の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化しました。さらに、個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化しました。(全体の概要については図参照)

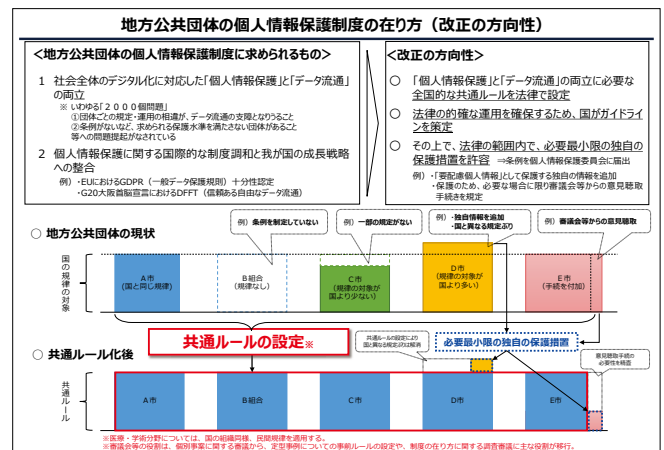


このうち、地方公共団体の個人情報保護制度については、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる、

求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘(いわゆる「2000個問題」)がなされていました。教育分野においては、個人情報保護を巡る地方自治体の条例や保護者の対応が、教育データの利活用など学校現場のICT導入の阻害要因となっているとの指摘もなされていました。

また、独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR(一般データ保護規則)十分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT(Data Free Flow with Trust:信頼性のある自由なデータ流通)など、我が国の成長戦略への整合の要請も存在しています。

このため、整備法第51条においては、「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定するとともに、法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定し、その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容することとしています。また、条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出ることとされています。こうした措置により、独立規制機関である個人情報保護委員会が一元的に監視監督する体制を確立することで、いわゆる「2000個問題」の解消に繋がると考えられます。(図参照)



これに関連して、現在、地方公共団体の条例には、オンライン結合(通信回線を通じた電子計算機の結合をいう)による個人情報の提供について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律にはない制限規定を置く例が多く見られます。そして、こうした規定が、GIGAスクール構想で配備された1人1台端末を活用した、オンライン教育やクラウドサービスの利用の阻害になっているとの指摘もなされました。

この点、ITの活用は行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的

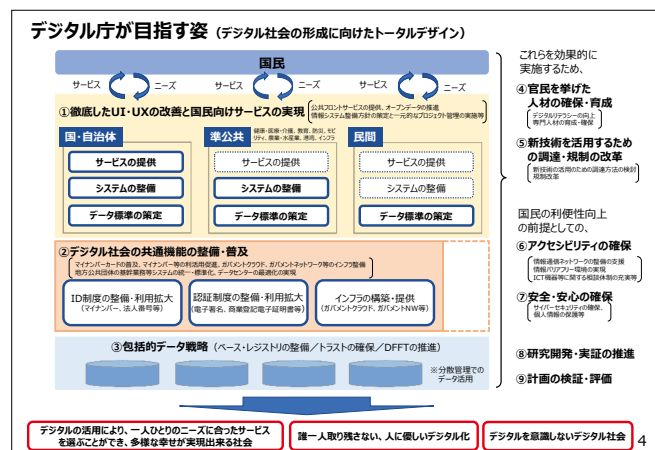
な結合を禁止することは合理性を欠くものであり、場合によっては、個人情報 の円滑な利用を阻害して国民に不利益を被らせるおそれもあります。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律においては、オンライン結合制限規定がなくとも、第6条、第8条等により、個人情報の安全性の確保等が図られています。

このため、「改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。」とされ（「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」（令和3年6月個人情報保護委員会））、各自治体の個人情報保護条例におけるオンライン結合制限に係る規定は、施行日である令和5年春までの間に、廃止されることとなります。

3 デジタル社会の実現に向けた重点計画

デジタル改革関連法の成立の約1ヶ月後の令和3年6月18日に、「[デジタル社会の実現に向けた重点計画](#)」が閣議決定されました。重点計画は、IT基本法及び官民データ活用推進基本法の規定に基づき、令和2年7月に閣議決定されたIT戦略（世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画）を全面的に改訂して策定するものであり、デジタル庁の創設を見据え、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画を先取りする形で策定したものです。

重点計画では、デジタル庁が目指す姿（デジタル社会の



形成に向けたトータルデザイン)として、①徹底したUI・UXの改善と国民向けサービスの実現、②デジタル社会の共通機能の整備・普及、③包括的データ戦略のほか、④官民を挙げた人材の確保・育成、⑤新技術を活用するための調達・規制の改革、⑥アクセシビリティの確保、⑦安全・安心の確保、⑧研究開発・実証の推進、⑨計画の検証・評価、を進めていくこととし（図参照）、そのための具体的な施策を掲げています。

(1) 準公共分野の1つとしての教育

重点計画の中で、生活に密接に関連しているため国民から期待が高く、国による関与（予算措置等）が大きく他の民間分野への波及効果が大きい準公共分野の1つとして「教育」が指定されています。これらの分野においては、国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっており、こうした各主体が連携した取組を講じることで、国民目線で一貫性のある効果的・効率的なサービス提供を図っていくことが求められるとされています。

その上で、教育については、「GIGA スクール構想によって整備された1人1台端末環境を前提として、教育再生実行会議の提言も踏まえ、教育現場における学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用と、教育政策の立案・実行の改善に資する教育ビッグデータの利活用を、「データ駆動型の教育」の車の両輪として推進することが必要である。」「また、新型コロナウイルス感染症の拡大と同様の事態の発生に備えるためにも、学習者の発達の段階に応じ、ICTを活用しつつ、対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを教師が使いこなすこと（ハイブリッド化）で、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を展開することが必要である。」とされ、以下のア〜ウのとおり、具体的な施策が記載されています。

ア 教育現場におけるデータの利活用の促進

全国の学校で共通に利活用が必要な教育データについて、国際的な標準を参考にしつつ、更なる標準化を推進する。児童生徒一人一人IDについては、マイナンバーカードの活用を含め、ユニバーサルIDや認証基盤の在り方を検討する。

また、全国の学校でCBTを活用した学習診断等ができるプラットフォーム（MEXCBT）の活用を促進することで、学びの変革を推進するとともに、端末の持ち帰りも含め、安全・

安心に端末を取り扱う方法等に関する手引等を策定し、保護者への周知をはじめ更なる利活用を促進する。

さらに、学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、関係府省庁間で検討し、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措置を盛り込んだロードマップを提示する。

イ 教育ビッグデータの利活用に向けた環境整備

教育ビッグデータのデータ収集のために行われる教育現場を対象とした調査・手続の原則オンライン化やデータの相互運用性の確保を推進するとともに、ガバメントクラウドを全国の学校や教育委員会等が活用できるよう、校務支援システムを含めた教育分野の情報システムの在り方について具体的な対応方策や課題等を整理する。

研究結果のみならず現場での教育実践の好事例も取り込んだ、教育政策や学校現場の実践の改善に資するエビデンスについてプラットフォームの構築に向けた検討を進める。その際に、想定される利用目的や利用者層、横展開の観点等を踏まえたデータの構成の実現を目指す。

ウ 対面とオンラインのハイブリッドによる学びの実現

令和6年度（2024年度）を見据え、制度上の位置付けや財政負担も考慮した上で、デジタル教科書の今後の在り方を明確にするとともに、デジタル教科書と質の高い多様なデジタル教材（ドリルや動画、音声等）との連携を推進する。

また、先端技術（AR・VRやセンシング技術等）や教育データを効果的に利活用できるよう、教育現場と企業・研究機関等との協働による実証を行うとともに、社会の多様な人材が現場に参画できるよう、特別免許状の見直し（民間企業での勤務経験など多様な経歴の評価等）を図る。

さらに、高等学校においては、遠隔授業の単位数上限（36単位）の算定方法の弾力化の周知と併せ、遠隔授業を実施する際に、受信側の教室における教師以外の者による学習支援を特例的に可能とする受信側の体制の在り方について実証研究を進める。

(2) 官民を挙げたデジタル人材の育成・確保における教育

この他、上記④の官民を挙げたデジタル人材の育成・確保に対応する箇所においても、教育関連として以下が記載さ

れています。これは、前述2.（2）の、デジタル社会形成基本法第24条及び第25条に対応するものとして位置付けられています。

ア デジタルリテラシーの向上

全ての国民がデジタルリテラシーを向上させることができるよう、「情報活用能力」の「学習の基盤となる資質・能力」としての位置付け、小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、高等学校における情報科の共通必修科目「情報I」の新設を盛り込んだ新学習指導要領に基づく取組を着実に実施する。その際、必要に応じ地域密着型の人材育成に貢献する高等専門学校等、専門的な知識・技術を有する人材の活用を図る。また、令和3年度（2021年度）に児童生徒の情報活用能力の定量的測定のための調査を実施するとともに、情報モラル教育の充実に向けた取組を推進する。

あわせて、社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取組を実施することで、産学連携による社会のニーズに即したICTスキルの習得のためのプログラムなど、大学や専門学校等における実践的なプログラムを充実する。（以下略）

イ デジタルに関する専門的な知識・技術を有する人材の育成・確保

（中略）数理・データサイエンス・AIのモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。あわせて、大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AIの優れた教育プログラムを認定する制度を構築し、応用基礎レベルについて令和3年度（2021年度）中に運用を開始するとともに、大学・専修学校等において数理・データサイエンス・AI分野等を中心とした産学連携プログラムの開発等を進める。

(3) 今後の展望

今後、デジタル社会形成基本法の規定に基づき、デジタ

ル庁創設後初めての「新重点計画」を12月中下旬の閣議決定を目指して策定することとされています。新重点計画について調査審議を行う「[デジタル社会構想会議](#)」の第2回(令和3年11月4日)の資料「[新重点計画の構成イメージ案](#)」においては、教育について、「[教育現場におけるICT利活用環境の強化などGIGAスクール構想の基盤整備](#)」「[教育データの利活用の促進とそれに必要な環境整備](#)」「[デジタル社会を見据えた教育の在り方の見直し](#)」が柱として掲げられており、最終的に「新重点計画」にどのような記載がなされるのか、注視していただければ幸いです。

4 おわりに

今回は、デジタル庁と教育との関わりについて、まず導入ということでデジタル庁の創設やデジタル改革関連法、デジタル社会の実現に向けた重点計画を紹介しながら、教育との関わりについて触れました。

読者の皆様にとっては、普段あまり馴染みのない話題であったかもしれませんが、教育は様々な公共分野の1つであり、社会全体のデジタル化の動きを無視して、教育のデジタル化の動きを進めても、真にユーザー目線に立ったサービスを提供することは難しいと考えられます。また、他の分野のデジタル化における成果や課題は、教育分野においても参考になると考えられます。このようなことから、教育関係者の皆様におかれても、社会全体のデジタル化の動向に目を配る1つの契機としていただければ幸いです。

次回以降は、重点計画策定以降の具体的なプロジェクトとして、[GIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケート](#)、及び[教育データの利活用に向けたロードマップ](#)について紹介させていただく予定です。

(デジタル庁国民向けサービスグループ教育担当 横田洋和)

教員免許状の授与状況

総合教育政策局教育人材政策課

本調査は、令和元年度における教員免許状の授与状況、課程認定大学等数について、その概要をとりまとめたものである。

1 教員免許状の授与状況

令和元年度に授与権者（都道府県教育委員会）から授与された免許状の総数は、203,797件である。免許状の種類別の内訳は、専修免許状12,352件、一種免許状138,492件、二種免許状43,618件、特別免許状227件、臨時免許状9,108件となっている。また、学校種別では、幼稚園教諭免許状46,384件、小学校教諭免許状32,219件、中学校教諭免許状48,080件、高等学校教諭免許状57,419件、特別支援学校教諭免許状14,024件（うち自立教科等69件）、養護教諭免許状4,106件、栄養教諭免許状1,565件となっている。

(1) 取得方法別・教科別の授与状況

取得方法別の免許状授与件数については（表1-1）を参照。

また、中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状における教科別の授与件数については（表1-2）（表1-3）を参照。

(2) 現職教育による上位の免許状等の授与状況

教職経験に応じて定められた単位を大学または文部科学大臣の認定する講習等で修得し、都道府県教育委員会が行う教育職員検定に合格すれば、上位の免許状の授与を受けることができる。令和元年度の現職教育による上位の免許状の授与件数については（表2-1）を参照。

また、中学校または高等学校の普通免許状を有する者が、

所有している免許状をもとにして、他教科の免許状の授与を受けた件数は1,537件となっており、授与件数が多い順に、中学校では外国語209件、国語50件、数学42件、高等学校では情報197件、公民189件、外国語147件である（表2-2）。

なお、現職教育による隣接校種の免許状の授与件数は1,807件であり、うち小学校教諭免許状の授与件数は994件となっている（表2-3）

(3) 専科担任制度の状況

専科担任制度とは、中学校または高等学校の免許状を有する者が、小学校において、相当する教科等の教諭等になることができ、また、高等学校の専門教科等の免許状を有する者は、中学校において、相当する教科の教諭になることができるものである。件数については（表3）を参照。

(4) 特別免許状の授与及び特別非常勤講師制度の活用状況

特別免許状及び免許状を有しない非常勤講師（いわゆる特別非常勤講師）の制度は、優れた知識経験や技能を有する社会人を学校現場に迎え入れ、学校教育の多様化とその活性化を図るために、昭和63年の免許法改正により制度化されたものである。

令和元年度の特別免許状の授与件数は、227件であり、制度創設からの累計で1,705件となっている（表4-1）。

令和元年度の特別非常勤講師の届出状況については19,374件となっている（表4-2）。各都道府県別の届出状況については（表4-3）を参照。

(5) 外国人等に対する免許状の授与状況

外国において授与された免許状を有する者または外国の大学を卒業・修了した者に対しては、都道府県教育委員会

が行う教育職員検定により免許状を授与することができる
とされている。令和元年度にこの規定にもとづく授与件数は
315 件であり、そのうち日本国籍を有しない者に対しては
258 件である（表5）。

(6) 免許外教科担任の許可件数

中学校、高等学校、特別支援学校の中学部もしくは高等
部等において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用する
ことができないと認めるときは、授与権者は、1 年以内の期
間に限り、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該
教科の教授を担当することを許可することができることとされ
ている（免許外教科担任制度）。

令和元年度の公立中学校における免許外教科担任の許
可件数は 6,514 件、公立高等学校における免許外教科担
任の許可件数は 2,663 件であった（表6-1）。

令和元年度の公立中学校の許可件数は前年度より172 件
（前年度比 2.57%）の減少、また、公立高等学校の許可
件数は前年度より 144 件（前年度比 5.13%）の減少となっ
ている。都道府県別の許可件数については（表6-2）およ
び（表6-3）を参照。

(7) 免許状の失効・取上げ件数

免許法第 10 条に基づいて失効した免許状の件数のうち、
令和元年度に官報に公告された件数は 658 件、同法第 11
条に基づいて取上げられた免許状の件数のうち、令和元年
度に官報に公告された件数は 65 件である（同一人が複数枚
の免許状を所持していた場合は、免許状 1 枚を 1 件と計上）。

(8) 臨時免許状の授与件数

臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することがで
きない場合に限り、教育職員検定に合格したものに授与され
ることとされている。

令和元年度の臨時免許状の学校種別の授与件数は、幼稚園
231 件、小学校 3,870 件、中学校 2,010 件、高等学校
2,297 件、特別支援学校 571 件（うち自立教科等 10 件）、
養護教諭 129 件となっている（表7）。

(9) 認定課程を有する大学等の数

大学において教員免許状を取得するためには学士等の学
位を有し、かつ教員の免許状授与の所要資格を得させるた
めの課程として文部科学大臣が認定する課程を有する大学等

（以下、「課程認定大学等」という。）において、所定の単
位を修得しなければならないこととされている。

課程認定大学等の数は（表8）を参照（令和 2 年 4 月 1
日現在）。

また、大学における教員養成の例外として、文部科学大臣
の指定を受けた専門学校等においても教員養成を行っており
（指定教員養成機関）、令和 2 年 4 月 1 日現在で 36 機関
となっている。

(10) 大学等の新規卒業者の免許状取得状況

令和元年度に課程認定大学等を卒業した 568,879 人のう
ち、免許状を取得した者は 96,343 人（卒業者の 16.9%）
となっている。大学の区分等の内訳については（表9）を参照。

① 学校種類別の免許状取得状況

令和元年度卒業者の免許状の取得件数は延べ 163,239
件であり、その内訳は専修免許状 10,093 件、一種免許状
126,793 件、二種免許状 26,353 件となっている。また学
校種別についても（表9）を参照。

② 教科別の免許状取得状況

中学校及び高等学校教諭免許状について教科別にみる
と、中学校では保健体育、社会、英語の順で、高等学校で
は保健体育、理科、地理歴史の順で取得件数が多くなって
いる（表 10, 11）。

表1-1 取得方法別の免許状授与件数（令和元年度）

(件)

区 分		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校 自立教科等	計
専 修 免 許 状	大学等における直接養成によるもの	268	1,547	4,482	5,497	228	61	17		12,100
	現職教育による上位の免許状の取得	6	46	38	87	8	24	1		210
	その他(旧令の学歴資格によるもの、他教科の免許状の取得等)		2	10	30					42
	計	274	1,595	4,530	5,614	236	85	18		12,352
一 種 免 許 状	大学等における直接養成によるもの	16,433	22,868	38,531	48,178	4,948	2,689	994		134,641
	現職教育による上位、隣接校種の免許状の取得	254	303	43	81	332	143	3	0	1,159
	教員資格認定試験によるもの その他(旧令の学歴資格によるもの、他教科の免許状の取得等)	1,199		280	1,111			59	18	2,667
	計	17,886	23,171	38,854	49,370	5,280	2,832	1,056	43	138,492
二 種 免 許 状	大学等における直接養成によるもの	24,957	2,364	1,693		291	306	473		30,084
	現職教育による上位、隣接校種の免許状の取得	75	1,003	727		7,587	4		4	9,400
	教員資格認定試験によるもの その他(旧令の学歴資格によるもの、他教科の免許状の取得等)	75	200							275
	計	27,993	3,567	2,625		7,878	1,060	491	4	43,618
合 計	大学等における直接養成によるもの	41,658	26,779	44,706	53,675	5,467	3,056	1,484		176,825
	現職教育による上位、隣接校種の免許状の取得	335	1,352	808	168	7,927	171	4	4	10,769
	教員資格認定試験によるもの その他(旧令の学歴資格によるもの、他教科の免許状の取得等)	75	200		0				25	300
	計	46,153	28,333	46,009	54,984	13,394	3,977	1,565	47	194,462
特別免許状		16	61	138					12	227
臨時免許状	231	3,870	2,010	2,297	561	129			10	9,108
合 計	46,384	32,219	48,080	57,419	13,955	4,106	1,565	69	203,797	

表1-2 教科別の免許状授与件数（中学校）（令和元年度）

区 分		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
専 修 免 許 状	大学等における直接養成によるもの	464	672	640	906	441	191	468	19	92	67	499	22	1	4,482
	現職教育による上位の免許状の取得	8	5	6	5	1	2	1	0	1	1	8	0	0	38
	その他(旧令の学歴資格によるもの、他教科の免許状の取得等)	2	2	1	0	0	0	0	0	3	0	2	0	0	10
	計	474	679	647	911	442	193	469	19	96	68	509	22	1	4,530
一 種 免 許 状	大学等における直接養成によるもの	4,771	6,557	3,865	4,053	2,222	1,393	8,189	380	450	1,162	5,430	57	2	38,531
	現職教育による上位、隣接校種の免許状の取得	5	1	1	0	4	3	7	0	1	13	8	0	0	43
	その他(旧令の学歴資格によるもの、他教科の免許状の取得等)	36	17	24	13	12	7	31	0	12	8	111	9	0	280
	計	4,812	6,575	3,890	4,066	2,238	1,403	8,227	380	463	1,183	5,549	66	2	38,854
二 種 免 許 状	大学等における直接養成によるもの	339	210	97	67	116	91	160	5	52	140	412	0	4	1,693
	現職教育による上位、隣接校種の免許状の取得	27	34	22	20	6	4	12	0	8	1	592	0	1	727
	その他(旧令の学歴資格によるもの、他教科の免許状の取得等)	12	13	17	2	3	4	3	0	10	7	96	7	31	205
	計	378	257	136	89	125	99	175	5	70	148	1,100	7	36	2,625
合 計	大学等における直接養成によるもの	5,574	7,439	4,602	5,026	2,779	1,675	8,817	404	594	1,369	6,341	79	7	44,706
	現職教育による上位、隣接校種の免許状の取得	40	40	29	25	11	9	20	0	10	15	608	0	1	808
	その他(旧令の学歴資格によるもの、他教科の免許状の取得等)	50	32	42	15	15	11	34	0	25	15	209	16	31	495
	計	5,664	7,511	4,673	5,066	2,805	1,695	8,871	404	629	1,399	7,158	95	39	46,009
特別免許状	0	0	1	3	0	1	0	0	2	0	53	1	0	61	
臨時免許状	175	174	211	223	45	139	111	23	350	279	268	11	1	2,010	
合 計	5,839	7,685	4,885	5,292	2,850	1,835	8,982	427	981	1,678	7,479	107	40	48,080	

表1-3 教科別の免許状授与件数（高等学校）（令和元年度）

区 分		国語	地理 歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健 体育	保健	看護	家庭	情報
専 修 免 許 状	大学等における直接養成によるもの	491	567	417	720	1,188	468	204	26	28	476	18	3	65	69
	現職教育による上位の免許状の取得	11	4	7	8	6	0	1	0	0	5	0	3	8	5
	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教科の免許状の取得等)	1	3	6	5	4	0	0	0	1	0	0	0	0	3
	計	503	574	430	733	1,198	468	205	26	29	481	18	6	73	77
普 通 免 許 状	大学等における直接養成によるもの	4,782	5,094	5,171	4,214	5,187	2,296	1,458	350	537	8,566	394	99	1,184	918
	現職教育による上位、隣接校種の免許状の取得	1	5	4	0	0	0	0	0	0	2	0	7	1	1
	教員資格認定試験によるもの	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/	0
	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教科の免許状の取得等)	61	120	183	63	24	18	10	8	32	67	1	0	24	194
	計	4,844	5,219	5,358	4,277	5,211	2,314	1,468	358	569	8,635	395	106	1,209	1,113
合 計	大学等における直接養成によるもの	5,273	5,661	5,588	4,934	6,375	2,764	1,662	376	565	9,042	412	102	1,249	987
	現職教育による上位、隣接校種の免許状の取得	12	9	11	8	6	0	1	0	0	7	0	10	9	6
	教員資格認定試験によるもの	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/	0
	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教科の免許状の取得等)	62	123	189	68	28	18	10	8	33	67	1	0	24	197
	計	5,347	5,793	5,788	5,010	6,409	2,782	1,673	384	598	9,116	413	112	1,282	1,190
	特別免許状	0	0	1	2	5	0	2	0	1	2	0	39	2	3
	臨時免許状	80	88	126	100	83	74	67	12	69	77	21	276	208	221
	合 計	5,427	5,881	5,915	5,112	6,497	2,856	1,742	396	668	9,195	434	427	1,492	1,414

区 分		農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計
専 修 免 許 状	大学等における直接養成によるもの	17	178	14	12	3	512	20	1	5,497
	現職教育による上位の免許状の取得	0	9	5	0	1	14	0	0	87
	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教科の免許状の取得等)	1	2	0	0	0	3	0	1	30
	計	18	189	19	12	4	529	20	2	5,614
普 通 免 許 状	大学等における直接養成によるもの	383	1,222	527	57	157	5,510	67	5	48,178
	現職教育による上位、隣接校種の免許状の取得	0	3	0	0	1	3	0	53	81
	教員資格認定試験によるもの	/	/	/	/	0	/	/	0	0
	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教科の免許状の取得等)	6	59	34	1	5	144	16	41	1,111
	計	389	1,284	561	58	163	5,657	83	99	49,370
合 計	大学等における直接養成によるもの	400	1,400	541	69	160	6,022	87	6	53,675
	現職教育による上位、隣接校種の免許状の取得	0	12	5	0	2	17	0	53	168
	教員資格認定試験によるもの	/	/	/	/	0	/	/	0	0
	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教科の免許状の取得等)	7	61	34	1	5	147	16	42	1,141
	計	407	1,473	580	70	167	6,186	103	101	54,984
	特別免許状	1	5	1	1	6	65	1	1	138
	臨時免許状	63	161	55	31	88	330	19	48	2,297
	合 計	471	1,639	636	102	261	6,581	123	150	57,419

表2-1 現職教育による上位の普通免許状の授与件数

区分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
幼稚園教諭免許状	専修	7	7	3	7	4	7	7	4	3	6
	一種	184	202	190	169	177	166	183	176	174	254
	二種	6	1	2	1	1	0	0	1	0	0
小学校教諭免許状	専修	74	66	61	46	56	51	49	64	52	46
	一種	568	504	431	355	378	356	382	374	327	303
	二種	10	9	6	5	11	11	12	8	14	9
中学校教諭免許状	専修	67	51	42	47	46	45	44	37	29	38
	一種	175	111	88	68	82	80	71	55	62	43
	二種	1	1	3	0	0	3	1	2	2	4
高等学校教諭免許状	専修	171	141	144	127	107	118	112	85	91	87
	一種	92	69	81	48	62	89	77	73	86	66
	二種	1	1	3	0	0	3	1	2	2	4
特別支援学校教諭免許状	専修	13	15	8	2	5	9	5	5	5	8
	一種	211	192	253	272	271	345	376	335	336	332
	二種	3,658	3,887	4,330	4,558	4,974	5,478	5,712	6,530	7,520	7,587
養護教諭免許状	専修	49	49	38	43	29	33	34	27	39	24
	一種	260	213	226	185	164	183	139	152	139	143
	二種	6	4	7	5	5	3	3	2	3	4
栄養教諭免許状	専修	0	0	3	5	3	2	2	5	1	1
	一種	3	1	0	2	5	3	2	3	5	3
計	専修	381	329	299	277	250	265	253	227	220	210
	一種	1,493	1,292	1,269	1,099	1,139	1,222	1,230	1,168	1,129	1,144
	二種	3,681	3,902	4,348	4,569	4,991	5,495	5,728	6,543	7,539	7,604

(教職経験15年による一種免許状(高等学校は専修免許状)の取得を除く。)

表2-2 他教科の普通免許状の授与件数

区分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度
中学校教諭免許状	専修	16	16	8	7	5	9	5	9	17	10 技術 3件 国語, 社会, 2件 外国語 1件 数学
	一種	346	331	299	296	320	296	271	306	343	280 外国語 111件 国語 36件 保健体育 31件 他
	二種	151	132	152	134	132	136	169	181	227	175 外国語 96件 数学 17件 社会 13件 他
高等学校教諭免許状	専修	41	48	23	36	50	42	36	41	30	29 公民 6件 数学 5件 理科 4件 他
	一種	1,429	1,392	1,351	1,302	1,227	1,264	1,164	1,227	1,336	1,043 情報 194件 公民 183件 外国語 144件 他
計		1,983	1,919	1,833	1,775	1,734	1,747	1,645	1,764	1,953	1,537

表2-3 現職教育による隣接校種の普通免許状の授与件数

学校種	件数	教 科	基礎とした免許状に係る学校種
幼稚園教員	75		小学校 75 件
小学校教員	994		幼稚園 368 件、中学校 626 件
中学校教員	723	外国語 590 件、社会 34 件、国語 27 件、数学 22 件、理科 19 件 他	小学校 671 件、高等学校 52 件
高等学校教員	15	地理歴史 5 件、公民 4 件、保健体育 2 件 他	中学校 15 件
合計	1,807		

表3 専科担任の状況について (平成 31 年 4 月 1 日~令和 2 年 3 月 31 日の合計件数)

本表の専科担任数は教育職員免許法第 16 条の 5 による人数である。

中学校教諭免許状を有する者 による小学校専科担任数			高等学校教諭免許状を有する者 による小学校専科担任数			高等学校教諭免許状を有する者 による中学校専科担任数		
免許状種	担当教科	人数	免許状種	担当教科	人数	免許状種	担当教科	人数
国 語	国 語	95	国 語	国 語	1	工 芸	美 術	4
	総合的な学習の時間	2						
社 会	社 会	86	公 民	社 会	1	書 道	国 語	9
	総合的な学習の時間	1					総合的な学習の時間	1
数 学	算 数	252	数 学	算 数	6	情 報	技 術	17
							総合的な学習の時間	3
理 科	理 科	263	理 科	理 科	15	工 業	技 術	8
音 楽	音 楽	3,245	音 楽	音 楽	42	農 業	理 科	3
	総合的な学習の時間	17						
美 術	図画工作	1,422	美 術	図画工作	20	情報技術	技 術	1
	総合的な学習の時間	13						
保健体育	体 育	462	書 道	国 語	8	情報処理	技 術	1
保 健	体 育	11	保健体育	体 育	18	合 計		47
	総合的な学習の時間	5			総合的な学習の時間		1	
家 庭	家 庭	195	家 庭	家 庭	3			
外 国 語	外国語活動	1,404	情 報	総合的な学習の時間	3			
	総合的な学習の時間	7						
宗 教	総合的な学習の時間	3	外 国 語	外国語活動	72			
					総合的な学習の時間	1		
合 計		7,483	宗 教	総合的な学習の時間	1			
			農 業	理 科	1			
			商 業	総合的な学習の時間	1			
			合 計		194			

表4-1 特別免許状の授与件数

		平成元年度	平成11年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		累計
		～10年度	～20年度													
小学校	公	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	8	13	外国語(英語)(13件)	23
	私	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	11	5	3	外国語(英語)(3件)	21
	計	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	12	13	16		44
中学校	国	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	外国語(英語)(2件)	3
	公	0	11	4	0	2	0	0	2	5	10	4	11	17	外国語(英語)(14件) 理科(2件) 数学(1件)	66
	私	1	19	7	0	1	1	5	10	47	39	38	47	42	外国語(英語)(37件) 技術(2件) 理科、美術、宗教(各1件)	257
	計	1	30	11	0	3	1	5	13	52	49	42	58	61		326
高等学校	国	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	外国語(英語)、商業(各1件)	5
	公	17	115	28	25	16	27	37	37	58	59	32	48	59	看護(23件) 外国語(英語)(18件) 福祉(5件) 工業(3件) 数学、保健体育、理科(各2件) 美術、書道、農業、水産(各1件)	558
	私	24	89	12	9	14	15	11	32	94	67	73	75	77	外国語(英語)(44件) 看護(16件) 理科、情報(各3件) 家庭、工業、外国語(中国語)(各2件) 公民、美術、福祉、宗教、家庭実習(各1件)	592
	計	41	204	40	34	30	42	48	69	153	126	105	125	138		1,155
特別支援学校	公	0	68	16	11	6	9	6	9	10	11	10	12	12	自立活動 肢体不自由(10件) 言語障害(2件)	180
	計	0	68	16	11	6	9	6	9	10	11	10	12	12		180
合計		42	304	67	45	39	52	59	92	215	186	169	208	227		1,705

表4-2 特別非常勤講師の届出状況

単位：件

区分		平成元年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		許可件数			届出件数											
小学校	国	0	0	1	13	39	5	10	10	11	8	9	14	15	12	9
	公	0	0	2,130	8,769	5,939	5,928	4,896	4,803	4,422	4,470	4,278	4,514	4,165	3,887	3,599
	私	0	2	9	99	172	195	208	244	222	252	272	268	292	336	322
	計	0	2	2,140	8,881	6,150	6,128	5,114	5,057	4,655	4,730	4,559	4,796	4,472	4,235	3,930
中学校	国	0	10	10	15	10	14	16	16	27	12	15	16	21	23	28
	公	1	108	1,321	2,898	1,946	1,841	1,532	1,323	1,300	1,315	1,222	1,166	1,139	1,129	1,001
	私	5	114	273	736	1,082	981	1,080	1,111	1,098	1,168	1,229	1,200	1,224	1,353	1,319
	計	6	232	1,604	3,649	3,038	2,836	2,628	2,450	2,425	2,495	2,466	2,382	2,384	2,505	2,348
高等学校	国	0	23	40	63	56	37	37	35	28	50	58	74	49	2	37
	公	109	1,379	2,947	5,421	5,877	5,762	5,750	6,149	6,551	6,440	6,536	6,520	6,618	6,796	6,314
	私	58	666	1,816	3,565	4,242	4,287	4,381	4,577	4,808	4,968	5,069	5,181	5,249	5,526	5,303
	計	167	2,068	4,803	9,049	10,175	10,086	10,168	10,761	11,387	11,458	11,663	11,775	11,916	12,324	11,654
盲学校	国	0	0	2	4											
	公	0	9	34	49											
	計	0	9	36	53											
聾学校	公	0	12	18	41											
養護学校	国	0	0	1	2											
	公	0	5	43	273											
	私	0	0	1	0											
	計	0	5	45	275											
特別支援学校	国					11	14	12	15	15	16	19	19	19	20	21
	公					923	859	1,455	1,074	1,101	1,361	1,591	1,797	1,582	1,748	1,416
	私					1	1	0	1	1	1	3	2	3	4	5
	計					935	874	1,467	1,090	1,117	1,378	1,613	1,818	1,604	1,772	1,442
合計	国	0	33	54	97	116	70	75	76	81	86	101	123	104	57	95
	公	110	1,513	6,493	17,451	14,685	14,390	13,633	13,349	13,374	13,586	13,627	13,997	13,504	13,560	12,330
	私	63	782	2,099	4,400	5,497	5,464	5,669	5,933	6,129	6,389	6,573	6,651	6,768	7,219	6,949
	計	173	2,328	8,646	21,948	20,298	19,924	19,377	19,358	19,584	20,061	20,301	20,771	20,376	20,836	19,374

(注1) 特別非常勤講師は平成10年7月に許可制から届出制となった。

(注2) 盲・聾・養については、平成19年度より特別支援学校となった。

表4-3 特別非常勤講師の届出状況（都道府県別）

都道府県名	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
北海道	33	30	294	26	383
青森県	75	18	170		263
岩手県			45	10	55
宮城県	50	60	212	8	330
秋田県	12	8	37	39	96
山形県			250	6	256
福島県	198	78	148		424
茨城県	10	5	205	35	255
栃木県	168	82	34		284
群馬県	43	1	52	4	100
埼玉県	48	41	371	138	598
千葉県	330	95	243	177	845
東京都	98	507	1,691	97	2,393
神奈川県	226	246	592		1,064
新潟県	1		33		34
富山県	99	36	8		143
石川県	4		95		99
福井県	36	36	4		76
山梨県	186	45	53	38	322
長野県	18	10	62	1	91
岐阜県	31	13	220	107	371
静岡県	62	23	66	23	174
愛知県	191	114	607	3	915
三重県	201	107	205	2	515
滋賀県	28	23	88	49	188
京都府	41	87	246	33	407
大阪府	40	226	1,448	228	1,942
兵庫県	1	13	386		400
奈良県	47	16	67	4	134
和歌山県	34	11	34	1	80
鳥取県	351	25	6	36	418
島根県			89	27	116
岡山県	259	85	422	15	781
広島県	447	126	723	211	1,507
山口県	39	10	252	6	307
徳島県	25	13	56	72	166
香川県	210	39	235	2	486
愛媛県	46	23	118		187
高知県	10	9	261		280
福岡県	73	18	204	15	310
佐賀県	147	60	90	4	301
長崎県	8	2	260		270
熊本県	1	1	244	2	248
大分県		2	281	3	286
宮崎県	2	1	180		183
鹿児島県	1	3	187	15	206
沖縄県			80	5	85
計	3,930	2,348	11,654	1,442	19,374

表5 外国において授与された免許状を有する者等に対する特例（免許法第18条）による免許状の授与の推移

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
普通免許状	小学校	一種免許状	(0) 1	(0) 2	(0) 2	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1
		二種免許状	(1) 2	(0) 1	(0) 3	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	中学校	専修免許状	(2) 13	(0) 7	(0) 7	(0) 3	(0) 1	(0) 2	(0) 1	(0) 3	(1) 4	(0) 7
		一種免許状	(2) 10	(2) 13	(3) 14	(1) 7	(1) 5	(2) 4	(1) 3	(2) 6	(1) 9	(1) 8
		二種免許状	(0) 0	(0) 0	(0) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 2	(0) 0
	高等学校	専修免許状	13	8	12	8	3	4	2	(1) 7	(1) 4	(0) 9
		一種免許状	(4) 11	(4) 15	(6) 18	(1) 14	(3) 8	(8) 9	(4) 8	(4) 8	(5) 15	(3) 12
	幼稚園	一種免許状	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1
		二種免許状	(1) 1	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 0
	合計	専修免許状	(2) 26	(0) 16	(0) 19	(0) 11	(0) 4	(0) 6	(0) 3	(1) 10	(2) 8	(0) 17
		一種免許状	(6) 22	(6) 30	(9) 35	(2) 22	(4) 13	(10) 15	(5) 11	(6) 16	(6) 24	(4) 22
		二種免許状	(2) 3	(0) 2	(0) 5	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 2	(0) 0
		計	(10) 51	(6) 48	(9) 59	(2) 34	(4) 17	(10) 21	(5) 14	(7) 27	(8) 34	(4) 39
臨時免許状	小学校	(38) 44	(20) 26	(18) 21	(29) 36	(22) 25	(25) 29	(31) 35	(26) 32	(25) 25	(31) 36	
	中学校	(52) 59	(59) 61	(62) 66	(50) 55	(80) 88	(62) 62	(71) 73	(60) 65	(46) 46	(98) 107	
	高等学校	(65) 73	(75) 82	(83) 94	(72) 83	(100) 107	(92) 100	(103) 111	(78) 81	(68) 74	(125) 133	
	幼稚園	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
	計	(155) 176	(154) 169	(163) 182	(152) 175	(202) 220	(179) 191	(205) 219	(164) 178	(139) 145	(254) 276	
特別免許状	中学校	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(5) 5	(3) 3	(8) 8	(0) 0	(1) 1	(0) 0	
	高等学校	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(5) 5	(6) 6	(9) 9	(0) 0	(1) 1	(0) 0	
	計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(10) 10	(9) 9	(17) 17	(0) 0	(2) 2	(0) 0	
総 授 与 件 数		(165) 227	(160) 217	(172) 241	(154) 209	(216) 247	(198) 221	(227) 250	(171) 205	(149) 181	(258) 315	

(注) ()内の数字は、日本国籍を有しない者に対する授与件数を示し、内数である。

平成23年度の専修免許状の合計数には小学校教諭専修免許状1件、平成24年度の臨時免許状の合計数には特別支援学校教諭臨時免許状1件、

令和元年度の専修免許状の合計数には特別支援学校教諭専修免許状1件を含む。

表6-1 公立学校の免許外教科担任の許可件数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中学校	8,179	8,081	7,950	7,496	7,128	6,968	6,784	6,781	6,686	6,514
高等学校	3,448	3,477	3,349	3,305	3,124	3,037	2,941	2,887	2,807	2,663
計	11,627	11,558	11,299	10,801	10,252	10,005	9,725	9,668	9,493	9,177

表 6-2 公立中学校における免許外教科担任の許可件数（都道府県別）

区 分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	増減	(前年度比)
1 北海道	1,522	1,469	1,459	1,343	1,177	1,055	975	932	861	799	-62	(-7.20%)
2 青森県	308	327	333	313	296	287	260	265	275	265	-10	(-3.64%)
3 岩手県	319	252	250	180	160	165	170	147	140	108	-32	(-22.86%)
4 宮城県	161	179	187	166	166	164	112	128	132	109	-23	(-17.42%)
5 秋田県	75	73	67	63	67	58	56	59	63	51	-12	(-19.05%)
6 山形県	119	91	149	120	113	120	112	131	119	111	-8	(-6.72%)
7 福島県	552	761	608	570	326	290	278	265	271	272	1	(0.37%)
8 茨城県	38	34	38	27	19	21	23	24	11	16	5	(45.45%)
9 栃木県	140	156	165	150	137	121	156	155	155	165	10	(6.45%)
10 群馬県	54	65	58	57	63	54	35	33	37	30	-7	(-18.92%)
11 埼玉県	23	10	3	2	1	0	2	0	0	0	0	-
12 千葉県	275	259	277	249	337	355	370	344	328	343	15	(4.57%)
13 東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
14 神奈川県	159	142	133	121	128	149	125	132	143	142	-1	(-0.70%)
15 新潟県	177	175	155	140	158	154	130	156	157	166	9	(5.73%)
16 富山県	46	47	59	59	57	62	52	53	65	65	0	(0.00%)
17 石川県	94	85	94	85	78	77	81	79	86	85	-1	(-1.16%)
18 福井県	140	138	125	123	107	94	89	105	105	95	-10	(-9.52%)
19 山梨県	55	94	94	84	68	69	56	56	63	48	-15	(-23.81%)
20 長野県	82	61	66	52	52	45	40	37	36	37	1	(2.78%)
21 岐阜県	442	412	370	334	322	321	320	339	325	340	15	(4.62%)
22 静岡県	283	303	354	373	371	334	350	345	266	234	-32	(-12.03%)
23 愛知県	114	115	115	116	129	156	94	122	121	116	-5	(-4.13%)
24 三重県	69	70	86	68	67	62	67	78	75	54	-21	(-28.00%)
25 滋賀県	7	11	9	9	14	11	6	6	13	12	-1	(-7.69%)
26 京都府	66	59	57	54	53	53	49	44	43	38	-5	(-11.63%)
27 大阪府	120	117	104	96	103	93	89	100	114	135	21	(18.42%)
28 兵庫県	268	276	273	252	263	246	229	225	229	178	-51	(-22.27%)
29 奈良県	21	21	17	16	17	12	10	12	7	9	2	(28.57%)
30 和歌山県	253	250	223	239	243	250	233	247	240	249	9	(3.75%)
31 鳥取県	8	8	6	2	3	4	2	5	1	1	0	(0.00%)
32 島根県	33	34	34	25	28	27	32	20	24	19	-5	(-20.83%)
33 岡山県	21	18	18	19	18	15	10	8	11	9	-2	(-18.18%)
34 広島県	208	136	178	220	208	267	443	415	393	406	13	(3.31%)
35 山口県	154	153	164	145	147	169	167	147	159	155	-4	(-2.52%)
36 徳島県	204	204	182	198	211	210	217	210	188	213	25	(13.30%)
37 香川県	118	119	125	161	145	141	128	131	140	135	-5	(-3.57%)
38 愛媛県	202	186	143	140	155	135	125	115	120	134	14	(11.67%)
39 高知県	144	143	153	135	133	131	131	165	166	171	5	(3.01%)
40 福岡県	35	35	31	35	31	33	38	46	44	44	0	(0.00%)
41 佐賀県	4	6	5	2	2	0	1	2	1	1	0	(0.00%)
42 長崎県	145	113	118	89	93	89	109	99	95	96	1	(1.05%)
43 熊本県	170	170	174	172	166	162	153	155	171	174	3	(1.75%)
44 大分県	239	222	223	261	236	234	249	262	283	261	-22	(-7.77%)
45 宮崎県	122	143	159	158	164	206	203	180	172	189	17	(9.88%)
46 鹿児島県	195	139	117	104	94	86	70	35	27	14	-13	(-48.15%)
47 沖縄県	195	200	192	169	202	181	137	167	211	220	9	(4.27%)
合 計 (対前年減少率)	8,179	8,081 (-1.20%)	7,950 (-1.62%)	7,496 (-5.71%)	7,128 (-4.91%)	6,968 (-2.24%)	6,784 (-2.64%)	6,781 (-0.04%)	6,686 (-1.40%)	6,514 (-2.54%)	-172	(-2.57%)

表 6-3 公立高等学校における免許外教科担任の許可件数（都道府県別）

区 分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	増減	(前年度比)
1 北海道	214	234	249	216	197	198	187	192	191	146	-45	(-23.56%)
2 青森県	103	109	98	93	101	91	94	95	92	81	-11	(-11.96%)
3 岩手県	115	122	96	82	88	98	77	96	92	84	-8	(-8.70%)
4 宮城県	137	133	108	115	93	70	61	56	67	61	-6	(-8.96%)
5 秋田県	99	91	76	77	70	67	68	64	60	66	6	(10.00%)
6 山形県	67	71	63	64	57	59	50	58	46	55	9	(19.57%)
7 福島県	158	178	144	164	143	140	158	117	121	125	4	(3.31%)
8 茨城県	128	129	124	113	103	87	88	80	82	60	-22	(-26.83%)
9 栃木県	0	1	2	2	2	1	35	51	74	61	-13	(-17.57%)
10 群馬県	19	16	23	30	25	23	28	31	27	25	-2	(-7.41%)
11 埼玉県	4	5	2	2	3	2	3	2	2	2	0	(0.00%)
12 千葉県	65	61	51	59	49	43	43	34	34	27	-7	(-20.59%)
13 東京都	0	18	19	33	37	33	31	29	31	31	0	(0.00%)
14 神奈川県	259	236	204	183	187	165	166	136	112	86	-26	(-23.21%)
15 新潟県	143	142	134	154	122	124	133	120	125	120	-5	(-4.00%)
16 富山県	90	93	96	95	89	84	75	86	92	100	8	(8.70%)
17 石川県	159	135	150	145	149	202	154	147	145	154	9	(6.21%)
18 福井県	10	11	14	8	4	5	4	3	1	2	1	(100.00%)
19 山梨県	17	27	28	26	28	32	28	24	28	34	6	(21.43%)
20 長野県	253	228	235	222	230	208	169	188	171	158	-13	(-7.60%)
21 岐阜県	147	150	115	111	107	88	92	92	92	105	13	(14.13%)
22 静岡県	141	122	140	155	130	135	115	111	69	53	-16	(-23.19%)
23 愛知県	51	88	86	87	77	83	60	59	57	50	-7	(-12.28%)
24 三重県	15	38	43	43	56	45	46	41	45	41	-4	(-8.89%)
25 滋賀県	42	36	32	30	32	26	31	30	27	23	-4	(-14.81%)
26 京都府	5	5	7	8	8	9	6	10	10	10	0	(0.00%)
27 大阪府	61	45	37	45	21	22	17	18	23	26	3	(13.04%)
28 兵庫県	21	31	21	24	13	17	14	13	9	9	0	(0.00%)
29 奈良県	4	4	3	3	2	3	4	2	3	1	-2	(-66.67%)
30 和歌山県	77	85	91	92	103	90	104	117	107	104	-3	(-2.80%)
31 鳥取県	46	46	56	46	36	38	35	41	43	48	5	(11.63%)
32 島根県	62	47	47	41	46	44	43	53	44	46	2	(4.55%)
33 岡山県	20	20	15	13	12	14	15	16	14	13	-1	(-7.14%)
34 広島県	98	101	94	94	90	95	76	76	82	79	-3	(-3.66%)
35 山口県	24	33	40	45	45	42	40	41	39	42	3	(7.69%)
36 徳島県	74	70	64	77	81	82	82	71	64	57	-7	(-10.94%)
37 香川県	23	25	23	28	32	25	28	27	27	14	-13	(-48.15%)
38 愛媛県	71	63	52	44	39	38	38	35	37	37	0	(0.00%)
39 高知県	66	49	73	69	55	61	67	69	76	72	-4	(-5.26%)
40 福岡県	49	52	63	47	60	56	55	60	53	51	-2	(-3.77%)
41 佐賀県	33	31	26	25	24	23	22	22	24	28	4	(16.67%)
42 長崎県	69	68	69	62	55	53	57	65	59	64	5	(8.47%)
43 熊本県	45	39	38	40	31	38	32	26	30	26	-4	(-13.33%)
44 大分県	22	25	28	30	28	28	29	33	27	18	-9	(-33.33%)
45 宮崎県	18	15	15	16	23	41	61	34	39	43	4	(10.26%)
46 鹿児島県	3	18	14	16	19	16	16	15	14	14	0	(0.00%)
47 沖縄県	121	131	141	131	122	93	104	101	100	111	11	(11.00%)
合 計 (対前年減少率)	3,448	3,477 (0.84%)	3,349 (-3.68%)	3,305 (-1.31%)	3,124 (-5.48%)	3,037 (-2.78%)	2,941 (-3.16%)	2,887 (-1.84%)	2,807 (-2.77%)	2,663 (-5.13%)	-144	(-5.13%)

表7 臨時免許状の授与件数（都道府県別）

都道府県名	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	養護教諭	特別支援 学校 自立教科等	合 計
北海道		93 (7)	24 (3)	46 (1)		11		174 (11)
青森県	1	64	34	40	19	9		167 (0)
岩手県	4	20	3	52	7	2		88 (0)
宮城県	8 (1)	54 (2)	34 (7)	34 (2)	9	1		140 (12)
秋田県	2	15	3	17	6	2		45 (0)
山形県	21	47	36	35		4	1	144 (0)
福島県	3	107 (4)	17 (1)	25	6	2		160 (5)
茨城県	11	26 (2)	30	96		4		167 (2)
栃木県	9	207 (6)	84 (3)	187 (7)	31	7		525 (16)
群馬県	2	281	18	18	22	7		348 (0)
埼玉県	41	426	25	47	48	2		589 (0)
千葉県	2	174	39	30	6	1		252 (0)
東京都			1	1				2 (0)
神奈川県		9	1	2				12 (0)
新潟県	8 (2)	101 (15)	80 (16)	122 (13)	12	3		326 (46)
富山県	3	31 (4)	21 (5)	44 (2)	13	6		118 (11)
石川県	1	136 (1)	27	43	39 (1)	2		248 (2)
福井県	3	32	2	40	16	5		98 (0)
山梨県		26 (1)	4 (1)	19 (2)		2		51 (4)
長野県				2				2 (0)
岐阜県		2	1 (1)	2				5 (1)
静岡県		14	3	12	8			37 (0)
愛知県				6				6 (0)
三重県	5	110	62	25	7	2	1	212 (0)
滋賀県	1		4	9		1		15 (0)
京都府	4 (1)	153 (1)	115 (3)	101 (8)	50 (1)	20 (1)		443 (15)
大阪府			6	17			1	24 (0)
兵庫県			9	16				25 (0)
奈良県	7 (6)	44 (4)	44 (6)	38 (1)		2 (2)		135 (19)
和歌山県	3	122 (8)	114 (5)	95 (12)	26 (4)	8 (1)		368 (30)
鳥取県	11 (1)	83 (5)	48 (2)	86 (7)	13	2 (1)		243 (16)
島根県		23 (1)	12 (1)	7	8			50 (2)
岡山県	7 (1)	132 (22)	91 (18)	73 (3)	14 (2)	4		321 (46)
広島県	22 (2)	257 (17)	122 (6)	111 (2)		1		513 (27)
山口県	4	47	11	27	2	3		94 (0)
徳島県	4	37	29	34	30	4	2	140 (0)
香川県	1 (1)	30 (1)	5 (1)	15 (2)				51 (5)
愛媛県		4		12				16 (0)
高知県	10	87 (3)	42 (2)	70 (1)	31 (1)	3		243 (7)
福岡県	7 (1)	406 (1)	111 (5)	91 (2)	71	2	1	689 (9)
佐賀県		46 (2)	19	18	4			87 (2)
長崎県	2	21	33	89	13		1	159 (0)
熊本県		22 (2)	3	18				43 (2)
大分県	3	69 (4)	26 (2)	41 (1)	9	1		149 (7)
宮崎県	11 (4)	123 (9)	168 (2)	131 (13)	30 (2)	1		464 (30)
鹿児島県	7 (2)	70 (7)	325 (4)	202	11	4	2	621 (13)
沖縄県	3 (2)	119 (1)	124 (2)	51		1	1	299 (5)
計	231 (24)	3,870 (130)	2,010 (96)	2,297 (79)	561 (11)	129 (5)	10 (0)	9,108 (345)

(注) 括弧内の数字は、免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与件数を内数で示すもの

表8 免許状の種類別の課程認定大学等数

令和2年4月1日現在

区分	大学等数	課程認定大学等数		免許状の種類別の課程認定大学等数							
				幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校教諭	
大学 (大学院大学を除く)	国立	82	76	92.7%	50	52	71	76	21	3	50
	公立	92	64	69.6%	12	5	44	52	17	21	7
	私立	599	467	78.0%	205	190	402	421	93	116	107
	計	773	607	78.5%	267	247	517	549	131	140	164
短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	14	7	50.0%	4	0	3		0	1	0
	私立	293	218	74.4%	199	21	36		9	45	2
	計	307	225	73.3%	203	21	39		9	46	2
合計	1,080	832	77.0%	470	268	556	549	140	186	166	
大学院	国立	86	77	89.5%	48	53	70	77	31	9	49
	公立	84	38	45.2%	3	3	30	36	6	4	0
	私立	476	294	61.8%	58	72	244	269	25	31	12
	計	646	409	63.3%	109	128	344	382	62	44	61
専攻科 (養護停止専攻科を除く)	国立	13	13	100.0%	0	0	0	1	0	0	12
	公立	12	1	8.3%	0	1	0	0	0	0	0
	私立	46	17	37.0%	3	6	12	13	1	0	0
	計	71	31	43.7%	3	7	12	14	1	0	12
短期大学専攻科	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	3	1	33.3%	1	0	0		0	0	0
	私立	91	16	17.6%	11	2	0		5	0	0
	計	94	17	18.1%	12	2	0		5	0	0
養成機関	国立	7	7		0	0			6	0	1
	公立	1	1		0	0			1	0	0
	私立	28	28		26	1			1	2	0
	計	36	36		26	1			8	2	1

(注) 1 養成機関とは、指定教員養成機関の略で、免許法第5条及び別表第1備考第3号に基づき、文部科学大臣が教員需給の状況等も勘案しながら、教員養成機関として適当と認め、指定した機関である。

表9 学校種類別の免許状取得状況（令和元年度大学等新規卒業者）

区分	卒業者の数	免許状取得者実数	幼稚園				小学校				中学校				高等学校				
			専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	専修	一種	計		
大学	国立	教員養成大学・学部	10,885	10,647	0	1,334	279	1,613	0	8,378	422	8,800	0	8,091	787	8,878	0	7,788	7,788
		一般	71,776	6,368	0	224	7	231	0	968	57	1,025	0	3,756	73	3,829	0	6,172	6,172
	公立	22,213	2,482	0	309	0	309	0	289	17	306	0	1,144	17	1,161	0	1,670	1,670	
	私立	369,841	47,633	0	13,977	11	13,988	0	11,879	181	12,060	0	23,216	193	23,409	0	29,254	29,254	
	計	474,715	67,130	0	15,844	297	16,141	0	21,514	677	22,191	0	36,207	1,070	37,277	0	44,884	44,884	
短期大学	国立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公立	764	358	0	0	253	253	0	0	0	0	0	0	90	90	0	0	0	
	私立	32,251	23,203	0	228	21,960	22,188	0	0	556	556	0	0	342	342	0	0	0	
	計	33,015	23,561	0	228	22,213	22,441	0	0	556	556	0	0	432	432	0	0	0	
大学院	国立	37,297	3,455	135	5	1	141	1,125	8	4	1,137	2,472	31	3	2,506	3,076	86	3,162	
	公立	3,363	232	3	0	0	3	6	0	0	6	124	1	0	125	207	6	213	
	私立	19,765	1,505	60	0	0	60	113	6	0	119	1,127	37	32	1,196	1,342	45	1,387	
	計	60,425	5,192	198	5	1	204	1,244	14	4	1,262	3,723	69	35	3,827	4,625	137	4,762	
	うち教職大学院	1,340	1,147	61	0	0	61	620	4	3	627	878	0	1	879	992	0	992	
専攻科	国立	280	237	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	
	公立	2	2	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
	私立	86	41	1	0	0	1	6	0	0	6	29	6	0	35	29	8	37	
	計	368	280	1	0	0	1	8	0	0	8	29	6	0	35	32	8	40	
専攻科 短期大学	国立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公立	7	7	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	私立	349	173	0	98	25	123	0	23	0	23	0	0	1	1	0	0	0	
	計	356	180	0	105	25	130	0	23	0	23	0	0	1	1	0	0	0	
指定教員養成機関	2,233	1,916	0	0	1,535	1,535	0	0	25	25	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち障害者の数	1,514	186	0	17	12	29	2	51	3	56	3	91	3	97	6	119	125		
合計	568,879	96,343	199	16,182	22,536	38,917	1,252	21,551	1,237	24,040	3,752	36,282	1,538	41,572	4,657	45,029	49,686		

区分	特別支援学校				養護教諭				栄養教諭				合計(延べ数)				
	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	
大学	国立	教員養成大学・学部	0	1,310	148	1,458	0	299	0	299	0	0	0	0	27,200	1,636	28,836
		一般	0	233	20	253	0	114	0	114	0	18	7	25	0	11,485	164
	公立	0	91	0	91	0	208	0	208	0	123	0	123	0	3,834	34	3,868
	私立	0	2,673	0	2,673	0	1,696	0	1,696	0	720	89	809	0	83,415	474	83,889
	計	0	4,307	168	4,475	0	2,317	0	2,317	0	861	96	957	0	125,934	2,308	128,242
短期大学	国立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0	358	358	
	私立	0	0	45	45	0	0	337	337	0	0	362	362	0	228	23,602	23,830
	計	0	0	45	45	0	0	337	337	0	0	377	377	0	228	23,960	24,188
大学院	国立	140	11	17	168	35	0	0	35	4	0	0	4	6,987	141	25	7,153
	公立	0	0	0	0	2	0	0	2	2	0	0	2	344	7	0	351
	私立	5	1	0	6	10	0	0	10	8	0	0	8	2,665	89	32	2,786
	計	145	12	17	174	47	0	0	47	14	0	0	14	9,996	237	57	10,290
	うち教職大学院	28	1	0	29	5	0	0	5	1	0	0	1	2,585	5	4	2,594
専攻科	国立	27	176	0	203	0	31	0	31	0	0	0	0	30	207	0	237
	公立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	私立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	14	0	79
	計	27	176	0	203	0	31	0	31	0	0	0	0	97	221	0	318
専攻科 短期大学	国立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	
	私立	0	0	2	2	0	45	0	45	0	0	0	0	166	28	194	
	計	0	0	2	2	0	45	0	45	0	0	0	0	173	28	201	
指定教員養成機関	0	15	0	15	0	248	23	271	0	21	41	62	0	284	1,624	1,908	
うち障害者の数	5	40	0	45	0	6	0	6	0	1	0	1	16	325	18	359	
合計	172	4,495	232	4,899	47	2,393	337	2,777	14	861	473	1,348	10,093	126,793	26,353	163,239	

表 11 高等学校の教科別の免許状取得状況（令和元年度大学等新規卒業生）

区 分	国 語			地理歴史			公 民			数 学			理 科			音 楽			美 術			工 芸			
	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	
大 国 立 学 院	教員養成 大学・学部	0	1,072	1,072	0	779	779	0	660	660	0	997	997	0	967	967	0	428	428	0	288	288	0	44	44
	一 般	0	498	498	0	483	483	0	394	394	0	948	948	0	1,584	1,584	0	233	233	0	159	159	0	41	41
	公 立	0	153	153	0	162	162	0	210	210	0	98	98	0	269	269	0	101	101	0	146	146	0	39	39
	私 立	0	2,776	2,776	0	3,280	3,280	0	3,489	3,489	0	1,900	1,900	0	2,063	2,063	0	1,367	1,367	0	793	793	0	205	205
	計	0	4,499	4,499	0	4,704	4,704	0	4,753	4,753	0	3,943	3,943	0	4,883	4,883	0	2,129	2,129	0	1,386	1,386	0	329	329
大 学 院	国 立	269	7	276	324	4	328	244	12	256	506	8	514	684	26	710	159	0	159	114	0	114	19	1	20
	公 立	7	0	7	6	0	6	2	0	2	18	2	20	78	3	81	30	0	30	29	0	29	0	0	0
	私 立	126	2	128	144	7	151	88	8	96	109	10	119	285	4	289	162	9	171	37	0	37	1	0	1
	計	402	9	411	474	11	485	334	20	354	633	20	653	1,047	33	1,080	351	9	360	180	0	180	20	1	21
専攻科	うち教職大学院	111	0	111	176	0	176	155	0	155	138	0	138	120	0	120	28	0	28	11	0	11	3	0	3
専 攻 科	国 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私 立	0	0	0	0	1	1	0	1	1	5	1	6	0	2	2	24	2	26	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	1	1	0	1	1	5	1	6	0	2	2	24	2	26	0	0	0	0	0	0
うち障害者の数	0	12	12	1	10	11	1	16	17	0	9	9	0	10	10	0	6	6	1	4	5	0	2	2	
合 計	402	4,508	4,910	474	4,716	5,190	334	4,774	5,108	638	3,964	4,602	1,047	4,918	5,965	375	2,140	2,515	180	1,386	1,566	20	330	350	

区 分	書 道			保健体育			保 健			看 護			家 庭			農 業			工 業			商 業			水 産			
	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	
大 国 立 学 院	教員養成 大学・学部	0	136	136	0	712	712	0	193	193	0	0	0	0	417	417	0	2	2	0	126	126	0	0	0	0	0	0
	一 般	0	41	41	0	566	566	0	8	8	0	14	14	0	87	87	0	100	100	0	296	296	0	35	35	0	36	36
	公 立	0	0	0	0	36	36	0	2	2	0	0	0	0	11	11	0	15	15	0	33	33	0	16	16	0	2	2
	私 立	0	312	312	0	6,944	6,944	0	193	193	0	84	84	0	622	622	0	239	239	0	641	641	0	419	419	0	10	10
	計	0	489	489	0	8,258	8,258	0	396	396	0	98	98	0	1,137	1,137	0	356	356	0	1,096	1,096	0	470	470	0	48	48
大 学 院	国 立	19	0	19	247	0	247	10	0	10	2	0	2	49	0	49	6	1	7	106	16	122	5	0	5	8	1	9
	公 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	5	0	5	1	0	1	0	0	
	私 立	7	0	7	168	1	169	4	0	4	0	0	0	10	0	10	12	0	12	33	0	33	0	0	0	0	0	
	計	26	0	26	415	1	416	14	0	14	2	0	2	59	0	59	19	1	20	144	16	160	6	0	6	8	1	9
専攻科	うち教職大学院	6	0	6	73	0	73	4	0	4	1	0	1	15	0	15	1	0	1	12	0	12	2	0	2	0	0	
専 攻 科	国 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	公 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
うち障害者の数	1	1	2	0	8	8	0	7	7	0	0	0	0	1	1	1	1	2	0	4	4	0	0	0	0	0	0	
合 計	26	489	515	415	8,259	8,674	14	396	410	2	98	100	59	1,137	1,196	19	357	376	144	1,112	1,256	6	470	476	11	49	60	

区 分	商 船			職業指導			情 報			福 祉			英 語			他の外国語			宗 教			合 計				
	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計		
大 国 立 学 院	教員養成 大学・学部	0	0	0	0	0	0	69	69	0	0	0	0	898	898	0	0	0	0	0	0	0	0	7,788	7,788	
	一 般	0	0	0	0	0	0	115	115	0	1	1	0	508	508	0	25	25	0	0	0	0	0	6,172	6,172	
	公 立	0	0	0	0	0	0	26	26	0	20	20	0	321	321	0	10	10	0	0	0	0	0	1,670	1,670	
	私 立	0	0	0	0	2	2	624	624	0	121	121	0	3,023	3,023	0	96	96	0	51	51	0	29,254	29,254		
	計	0	0	0	0	2	2	834	834	0	142	142	0	4,750	4,750	0	131	131	0	51	51	0	44,884	44,884		
大 学 院	国 立	0	0	0	1	0	1	32	3	35	1	0	1	269	7	276	1	0	1	1	0	1	3,076	86	3,162	
	公 立	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	0	0	18	1	19	0	0	0	0	0	0	207	6	213	
	私 立	0	0	0	0	0	0	17	1	18	0	0	0	116	3	119	5	0	5	18	0	18	1,342	45	1,387	
	計	0	0	0	1	0	1	61	4	65	1	0	1	403	11	414	6	0	6	19	0	19	4,625	137	4,762	
専攻科	うち教職大学院	0	0	0	1	0	1	16	0	16	1	0	1	118	0	118	0	0	0	0	0	0	992	0	992	
専 攻 科	国 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	公 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私 立	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	8	37
	計	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	8	40
うち障害者の数	0	0	0	0	0	0	7	7	0	2	2	0	17	17	0	0	0	1	2	3	6	119	125			
合 計	0	0	0	1	2	3	61	839	900	1	142	143	403	4,761	5,164	6	131	137	19	51	70	4,657	45,029	49,686		